

事務連絡

令和4年7月25日

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特別区 }

厚生労働省医政局  
医薬産業振興・医療情報企画課  
（マスク等物資対策班）  
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）に必要なPPE（個人防護具）の無償配布については、「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和4年5月10日付け事務連絡）で、60歳以上の者及び60歳未満の基礎疾患を有する者等を対象とする追加接種（4回目接種）のため配布するものとしてお知らせしたところです。

今般、医療従事者及び高齢者施設等の従事者の方を対象とする追加接種（4回目接種）の追加実施のためPPE配布を実施することとし、別紙のとおり、令和4年5月10日付け事務連絡の一部を改正しました。同事務連絡からの本文の変更箇所を下線を付しております。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種担当参事官室

TEL：03-3595-3287

事務連絡

令和4年5月10日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
（マスク等物資対策班）  
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）体制整備に係る医療用  
物資の配布について

今般、新型コロナウイルスのワクチン追加接種（4回目接種）が開始されるため、「新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）」（令和4年4月28日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種の実施体制の確保を行うこととされています。

接種の実施体制の確保には、必要な物品の確保も含まれますが、个人防护具（以下「PPE」という。）に関して、ワクチン接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

（个人防护具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

## 記

### 1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン<sup>1</sup>（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。医療用物資を含め必要物品の確保に当たっては、「新型コロナワクチン追加接種（4 回目接種）の体制確保について（その 2）」（令和 4 年 4 月 28 日付け事務連絡）等に基づき、ワクチン接種体制確保事業に要する経費について国庫補助を行うこととしており、適宜活用すること。

### 2. PPE の配布スキームについて

#### (1) 配布先等の登録について

- 現時点で、接種件数が一定程度見込まれる 60 歳以上の者及び 60 歳未満の基礎疾患を有する者等（18 歳以上 60 歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医

---

<sup>1</sup> 令和 3 年 4 月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

[http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide\\_imvaccine\\_v1.pdf](http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf)

師が認める者をいう。以下同じ。) 向け4回目接種に関して配布を行う。

さらに、追加接種対象者とされた医療従事者及び高齢者施設等の従事者向け4回目接種に関する配布を行う。

- 今般のPPE配布は、60歳以上の者及び60歳未満の基礎疾患を有する者等向け4回目接種については別添1の考え方に基づき、また、医療従事者及び高齢者施設等の従事者向け4回目接種については別添2の考え方に基づき、それぞれ配布数の上限を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。また、60歳以上の者及び60歳未満の基礎疾患を有する者等向け並びに医療従事者及び高齢者施設等の従事者向けの追加の補填配布を行う予定はないことから、配布予定数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 都道府県は、60歳以上の者及び60歳未満の基礎疾患を有する者等向け4回目接種については別紙1の登録様式を用いて、また、医療従事者及び高齢者施設等の従事者向け4回目接種については別紙2の登録様式を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 ([mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp))宛報告する。
- 別紙1の60歳以上の者及び60歳未満の基礎疾患を有する者等向け4回目接種についての登録様式には別添1の考え方に基づき、また、別紙2の医療従事者及び高齢者施設等の従事者向け4回目接種についての登録様式には別添2の考え方に基づき、厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布数が表示されるようになっている。この配布数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいて差し支えないが、不要分を次回配布に繰り越すことはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙1及び2に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
- 配布先等の登録・報告の締め切りは、以下のとおりとする。  
別紙1 60歳以上の者及び60歳未満の基礎疾患を有する者等向け4回目接種

令和4年5月23日（月） 〳

別紙2 医療従事者及び高齢者施設等の従事者向け4回目接種（追加接種対象者）

令和4年8月5日（金） 〳

- 医療従事者及び高齢者施設等の従事者向け4回目接種に関して、令和4年8月上旬にPPEの受け取りを希望する場合は、登録様式の締め切り（8月5日）の前に別途、個別に受け付けることとする。

(2) 配送時期について

- 上記の医療従事者及び高齢者施設等の従事者向け4回目接種に関しての配布スキームは、国から配布先へのPPE配布に20日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和4年8月下旬を目途に実施し、遅くとも9月上旬に完了することを念頭に期限設定を行っている。

### 3. その他

（国配布のPPEの配分について）

- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布のPPEを接種会場で使用するに当たっては、市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
  
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布のPPEに係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。